

内部監査の実施状況について

(平成28年3月31日現在)

監査対象 官署名	監査実施日	主な監査項目	監査結果の概要	講ずる措置
局内各課室	平成27年11月10日 から11月18日 にかけて実施	・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項	・旅行命令が的確に行われていない事案が認められた。(1課) ・通勤手当の認定が的確に行われていない事案が認められた。(1課)	・旅行命令の的確な処理を徹底することとした。 ・認定の際、通勤届及び資料が現行のものであること等確認を厳密に行うこととした。
局総務課 (第2回)	平成28年2月29日 に実施	・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項	・官用車の使用にあたり規定に基づく処理が行われていない事案が認められた。	・処理の徹底を行うこととした。
管内労働 基準監督署 全7署	平成27年9月29日 から11月4日 にかけて実施	・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項	・退庁時間の管理が的確に行われていない事案が認められた。(1署) ・超過勤務手当の事務処理が的確に行われていない事案が認められた。(1署) ・超過勤務命令者の代理手続が的確に行われていない事案が認められた。(1署)	・必要のない在庁をなくすことを徹底した。 ・超過勤務について、書類への記入事項の確認等日々の処理を徹底することとした。 ・関係書類の確認を徹底することとした。

<p>管内公共 職業安定所 全12所</p>	<p>平成27年9月18日 から11月6日にか けて実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・会計経理事務に関する事項 ・管理事務に関する事項 	<ul style="list-style-type: none"> ・勤怠管理に係る事務処理が的確に行われていない事案が認められた。(3所) ・休暇承認の代理手続が的確に行われていない事案が認められた。(1所) ・超過勤務手当の事務処理が的確に行われていない事案が認められた。(2所) ・超過勤務命令者の代理手続が的確に行われていない事案が認められた。(1所) ・通勤手当の認定が的確に行われていない事案が認められた。(1所) ・郵便切手等の使用に係る処理が的確に行われていない事案が認められた。(4所) ・管理換えに係る処理が行われていない事案が認められた。(1所) 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係書類の確認を徹底することとした。 ・関係書類の確認を徹底することとした。 ・超過勤務について、書類への記入事項の確認等日々の処理を徹底することとした。 ・関係書類の確認を徹底することとした。 ・認定の際、通勤届及び資料が現行のものであること等確認を徹底することとした。 ・処理手順の確認と実施を徹底することとした。 ・事務処理の事後確認を徹底することとした。
--------------------------------	--	--	--	--